

営農型太陽光発電設備設置状況詳細調査(平成30年度末現在) 調査結果について

令和2年3月

農林水産省
農村振興局

【参考】営農型太陽光発電設備について

「営農型太陽光発電」とは

農地に支柱を立てて、**営農を適切に継続しながら**上部空間に太陽光発電設備を設置することにより、**農業と発電を両立する仕組み**を指します。

この場合、**支柱の基礎部分**について、**一時転用許可**が必要となります。



▲ 営農型太陽光発電設備の例

営農型太陽光発電設備の取扱いに係る経過

取扱いの明確化

営農型太陽光発電設備が技術開発され実用化されてきたことを受け、農地転用許可制度上の取扱いを明確化（平成25年3月31日付けで通知を发出）。

一時転用期間の延長

これまで一時転用許可を行ったものについて営農状況等を調査したところ、

- ・ 営農に支障があった事例の発生割合が、担い手が営農している場合は非常に少なかったこと
 - ・ 荒廃農地の再生に貢献していたこと
- 等から、担い手が下部の農地で営農する場合や荒廃農地を活用する場合等については、一時転用期間をそれまでの3年以内から10年以内に延長（平成30年5月15日付けで通知を发出）。

営農型太陽光発電設備の取扱いの主な内容

① 一時転用許可に当たり、営農の適切な継続が確実か、周辺農地の営農に支障が生じないかな等をチェック。

- ・ 下部農地における営農の適切な継続が確実か
 - ア 営農が行われるか
 - イ 同年の地域の**平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少**していないか
 - ウ 生産された農作物の**品質に著しい劣化**が生じていないか
- ・ 農作物の生育に適した**日照量を保つための設計**となっているか
- ・ 支柱は、効率的な**農業機械等の利用が可能な高さ(最低地上高2m以上)**となっているか
- ・ **周辺農地の効率的利用**(農用地区域は土地改良や規模拡大等の施策)等に**支障がない**位置に設置されているか 等

② 支柱の基礎部分について、一時転用許可が必要。一時転用期間中に営農上の問題がない場合には再許可が可能。

- ・ 再許可は、転用期間の営農状況を十分勘案し総合的に判断
- ・ 設備の設置が原因とはいえないやむを得ない事情により、単収の減少等がみられた場合、その事情等を十分勘案

③ 一時転用許可の条件として、**年に1回の報告を義務付け**、農産物生産等に支障が生じていないかをチェック(著しい支障がある場合には、施設を撤去して復元することを義務付け)。

一時転用期間が10年以内となるケース (次のいずれかの場合)

- 担い手(※)が所有している農地又は利用権の設定等を受けている農地で当該担い手が下部農地で営農を行う場合
- 農用地区域内を含め荒廃農地を活用する場合
- 農用地区域外の第2種農地又は第3種農地を活用する場合

(※)「担い手」とは、効率的かつ安定的な農業経営体、認定農業者、認定新規就農者、法人化を目指す集落営農をいう。

1 営農型太陽光発電設備の許可件数等の推移

- 営農型太陽光発電設備の設置については、平成25年3月に通知を発出し、農地転用許可の取扱いを明確化。
- 新たに農地の一時転用許可を受けた件数の推移をみると、毎年、増加傾向で推移してきたが、平成29年度には前年度比で減少。一方、平成30年度は再度増加し、過去最高の481件の許可が行われた。

【営農型発電設備を設置するための農地転用許可件数(年度毎)】

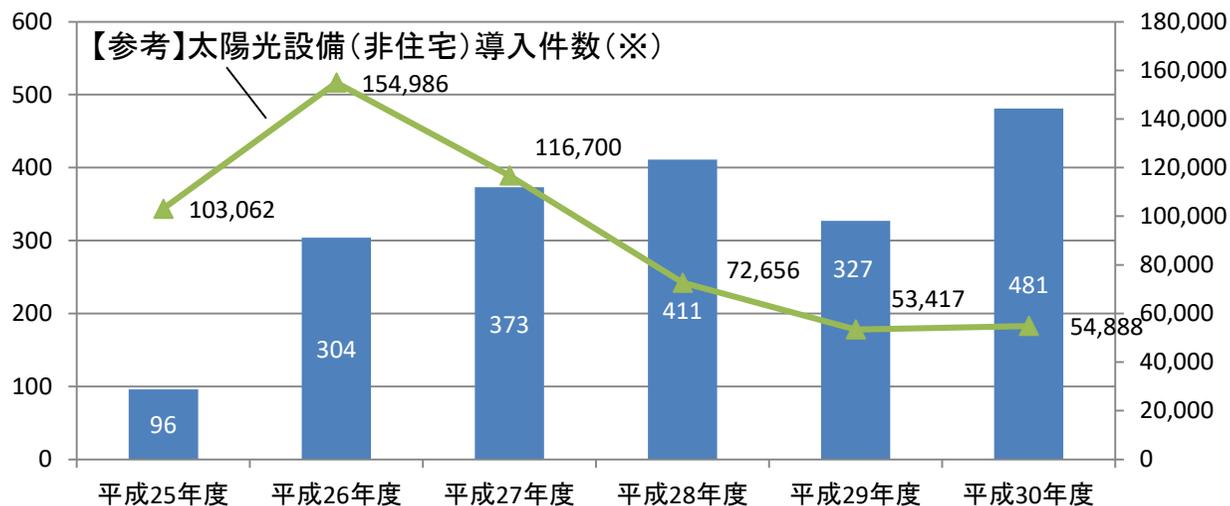
	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計
許可件数	96件	304件	373件	411件	327件	481件	1,992件
下部農地の面積	19.4ha	60.5ha	71.9ha	179.2ha	82.1ha	146.9ha	560.0ha

(参考)再許可分(上の外数)

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計
再許可件数	-	-	1件	84件	309件	298件	692件
下部農地の面積	-	-	0.12ha	15.4ha	53.2ha	62.4ha	131.1ha

(許可件数)

(太陽光設備(非住宅)の導入件数)

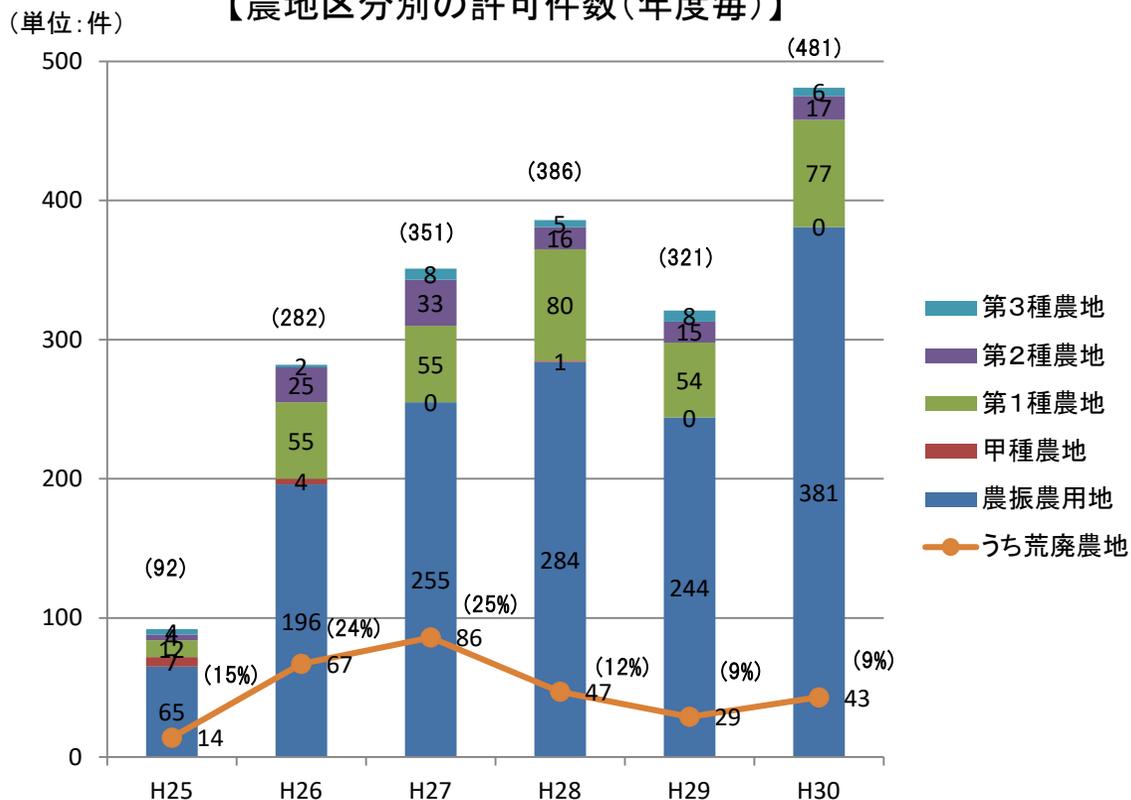


(※) 経済産業省資料(電源別のFIT認定量・導入量の「設備導入量(運転を開始したもの)」のうち、「太陽光(非住宅)」の件数を抜粋。)

2 営農型太陽光発電設備に係る農地区区分

- 平成30年度に新たに転用許可を受けた営農型太陽光発電設備に係る農地区区分をみると、農用地区域内農地が79.2% (381件) で、第1種農地が16.0% (77件) となっており、これらが全体の95% (458件) でこれまでの傾向に変化はない。
- 平成25年度から平成30年度までに新たに転用許可を受けたもののうち、荒廃農地を活用したものは15% (286件) となっており、荒廃農地の再生利用に寄与。

【農地区分別の許可件数(年度毎)】



※平成30年度末で存続しているもののうち回答があったものを集計

【農地区分毎の許可件数(平成30年度末)】

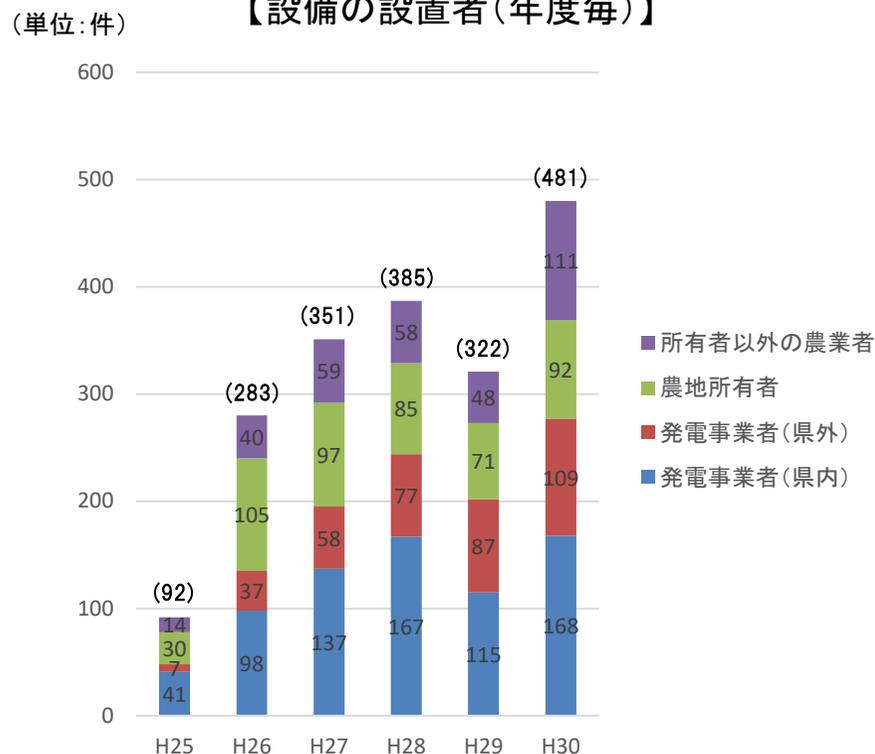
(単位: 件)

農地区分	全体の許可件数		うち荒廃農地	
	(A)	(割合)	(B)	(B) / (A)
農用地区域内農地	1,425	(74.5%)	205	(14.4%)
甲種農地	12	(0.6%)	0	(0.0%)
第1種農地	333	(17.4%)	59	(17.7%)
第2種農地	110	(5.8%)	17	(15.5%)
第3種農地	33	(1.7%)	5	(15.2%)
合計	1,913	(100.0%)	286	(15.0%)

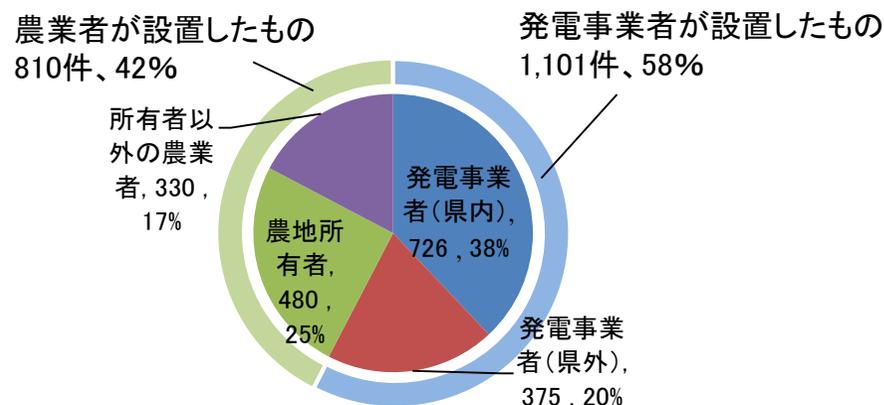
3 営農型太陽光発電設備の設置者と営農者の状況

- 営農型太陽光発電設備の設置者は、主として発電事業を営んでいる発電事業者が設置したものが58%(1,101件)で、農業者が設置したものが42%(810件)。
- 営農型太陽光発電設備は発電と営農を両立する取組が重要であるが、農業者自らが設置しているのは42%にとどまる。なお、発電事業者が設置している場合でも、売電収入の一部が、営農維持費や賃借料等の名目で農業者に還元されている(平成30年度末で132件の還元を確認)。

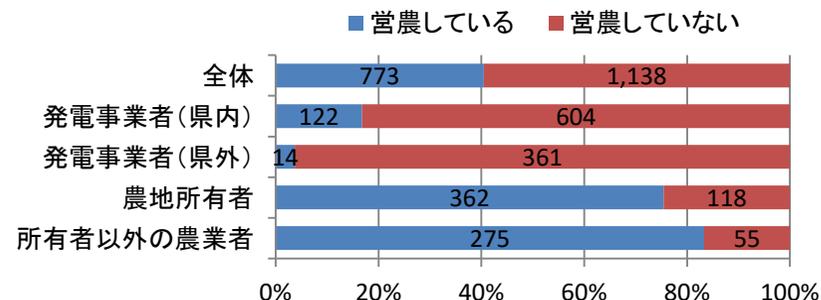
【設備の設置者(年度毎)】



【設備の設置者(平成30年度末)】



【設備の設置者が営農しているか】



N=1,911

※平成30年度末で存続しているもののうち回答があったものを集計

4 営農型太陽光発電設備の下部農地の営農者の区分

- 平成30年度までに転用許可があった営農型太陽光発電設備の下部農地の営農者をみると、全体の24%(450件)が担い手であり、平成30年度に許可があったものでは、全体の31%(147件)であった。
- 平成30年5月に営農型太陽光発電設備の取扱いを見直して、担い手の所得向上を後押しする観点から、担い手が下部農地を営農する場合には、一時転用許可期間をそれまでの3年から10年に延長したところであり、担い手の規模拡大や経営発展に資する取組の更なる増加が期待される。

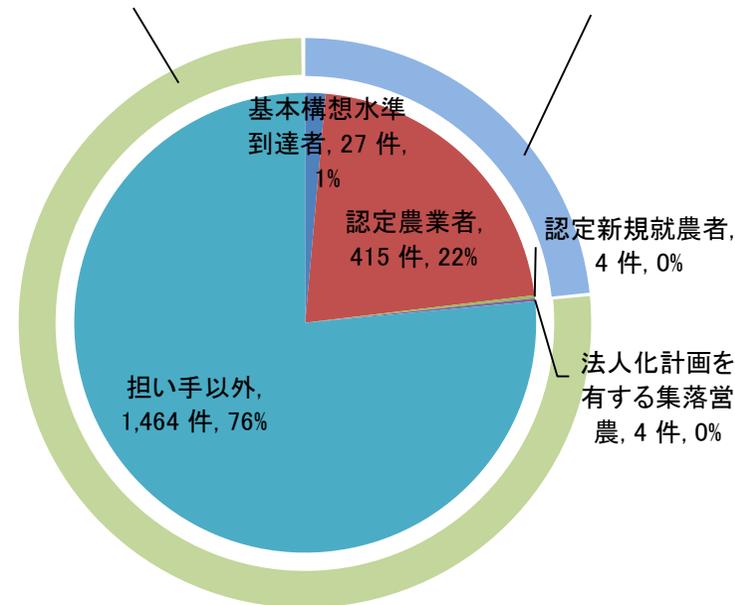
【営農者の区分】

(単位:件)

区 分	件 数	うち平成30年度許可
基本構想水準到達者(注)	27	13
認定農業者	415	133
認定新規就農者	4	0
法人化計画を有する集落営農	4	1
(担い手小計)	450(24%)	147(31%)
担い手以外	1,464(76%)	334(69%)
計	1,914	481

担い手以外が営農
1,464件、76%

担い手が営農
450件、24%



(注)基本構想水準到達者:主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者とそん色ない水準の生涯所得を確保し得る経営

N=1,914

※平成30年度末で存続しているもののうち回答があったものを集計

5 営農型発電設備の下部農地での営農に支障がある割合

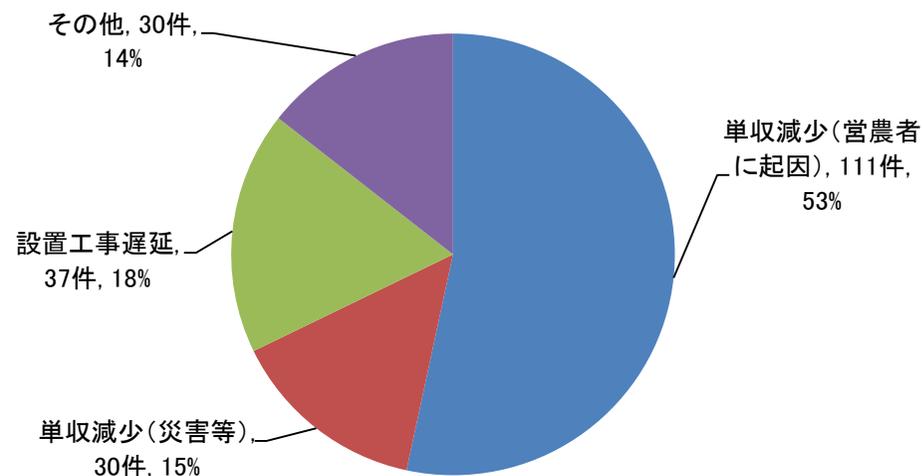
- 平成30年度において、営農型太陽光発電設備の下部農地での営農に支障があったものが11%(208件)存在している。
- 支障の内容をみると、単収減少(営農者に起因するもの)が53%(111件)となっており、このようなケースに対しては、農地転用許可権者が改善措置を講ずるよう指導を行っている。なお、事業者がこの指導に応じない場合は、最終的に設備の撤去等の命令を行うこととしているが、この命令の事例はない。

【下部農地での営農への支障の割合(平成30年度)】

(単位:件)

許可年度	許可件数		(割合) (B)÷(A)
	(A)	うち支障あり (B)	
25年度	92	3	(3%)
26年度	282	50	(18%)
27年度	351	50	(14%)
28年度	387	38	(10%)
29年度	321	42	(13%)
30年度	481	25	(5%)
合計	1,914	208	(11%)

【営農への支障の内容(平成30年度)】



- 「単収減少(営農者に起因)」とは、営農者の栽培管理等が不相当であったことにより、同年同作物の単収と比較して2割以上減少しているもの。
- 「単収減少(災害等)」とは、台風等の災害により、同年同作物の単収と比較して2割以上減少しているもの。
- 「設置工事遅延」とは、営農型発電設備の設置工事が作付適期に完了しなかったため、作付けできなかったもの。
- 「その他」とは、支障の内容が正確に把握できないもの等で、上記に該当しないもの。

※平成30年度末で存続しているものを集計

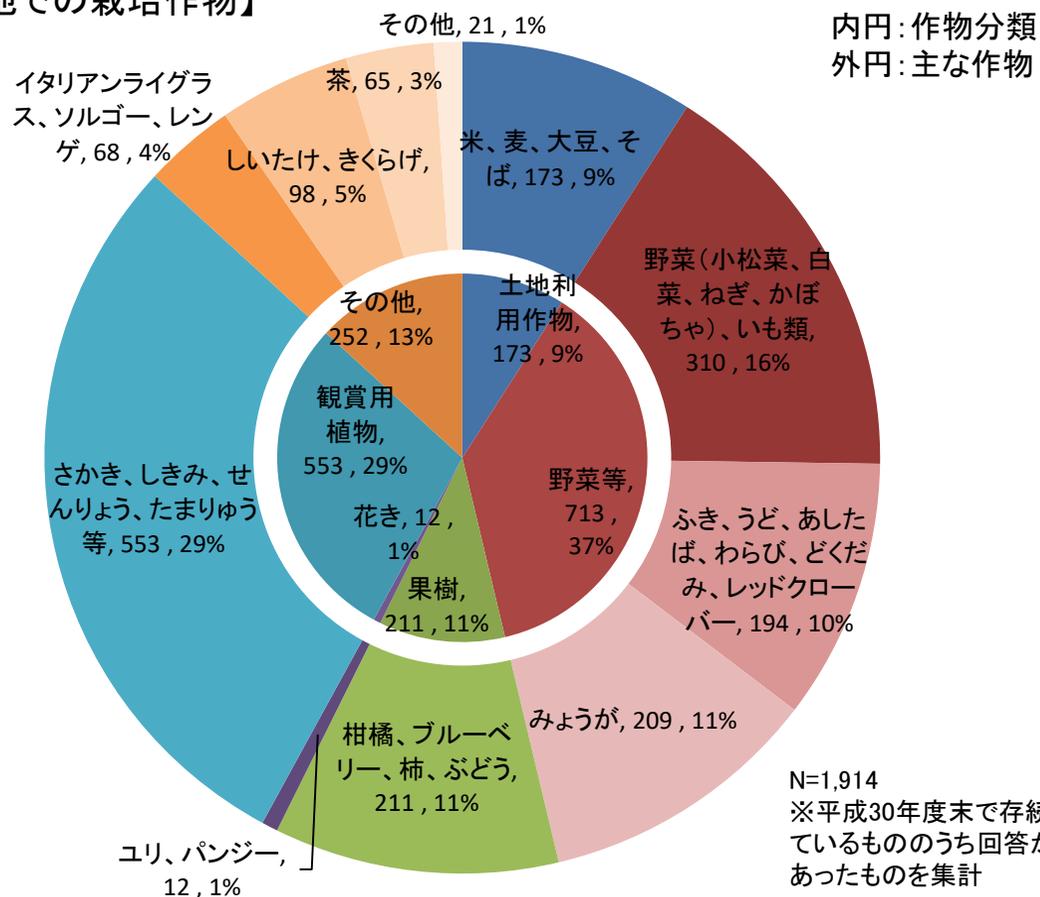
※平成30年度に営農に支障があったと回答した208件を集計

6 営農型太陽光発電設備の下部農地での栽培作物

- 営農型太陽光発電設備の下部農地での栽培作物の分類をみると、野菜等が37% (713件)と最も多く、次いで、観賞用植物が29% (553件)、果樹が11% (211件)の順に多い。
- 主な作物別にみると、さかき、しきみ等が29% (553件)、みょうが、ふき、あしたば等が21% (403件)となっており、太陽光パネルにより遮光することを前提とした特徴的な作物が多く栽培されている。
- 営農型太陽光発電設備の設置に当たり、栽培作物を変更したものが69% (1,324件)となっており、パネル下での営農を前提に作物を選択していることが窺える。

【下部農地での栽培作物】

作物分類	主な作物	件数(割合)	作物変更の件数
土地利用作物	米、麦、大豆、そば	173(9%)	26
野菜等	野菜(小松菜、白菜、ねぎ、かぼちゃ等)、いも類	713(37%)	592
	うち特徴的な作物 みょうが、ふき、うど、あしたば、わらび、どくだみ、レッドクローバー	403(21%)	358
	うちみょうが みょうが	209(11%)	180
果樹	柑橘、ブルーベリー、柿、ぶどう	211(11%)	122
花き	ユリ、パンジー	12(1%)	8
観賞用植物	さかき、しきみ、せんりょう、たまりゅう等	553(29%)	447
その他	—	252(13%)	129
	うち牧草 イタリアンライグラス、ソルゴー、レンゲ	68(4%)	24
	うちきのこ類 しいたけ、きくらげ	98(5%)	68
	うち茶 茶	65(3%)	28
合計		1,914(100%)	1,324



※「作物変更」とは、営農型発電設備の設置に当たり、同農地での栽培作物を変更したものを指す。

7 営農型太陽光発電設備の取扱いの見直し(平成30年5月)

- 平成30年5月に、営農型太陽光発電設備の取扱いを見直して、担い手が下部の農地で営農する場合等について、一時転用期間をそれまでの3年以内から10年以内に延長したところ。
- 平成30年度末で10年以内の一時転用許可の要件を満たすものは、全体の42%(795件)となっている。
- 見直しを行った平成30年度の許可件数は前年度比で増加するとともに、10年以内の要件を満たすものの割合も増加しており、担い手の経営発展や荒廃農地の解消等の更なる増加が期待される。

【許可件数のうち10年以内の要件を満たすもの】

(単位:件)

許可年度	許可件数					
	うち10年以内の一時転用許可期間の要件を満たすもの					
	(※)	要件毎の内訳				
			担い手	荒廃農地	第2種農地 第3種農地	
25年度	92	39 (42%)	22	14	8	
26年度	282	142 (50%)	63	67	27	
27年度	351	187 (53%)	89	86	41	
28年度	387	121 (31%)	67	47	21	
29年度	321	103 (32%)	62	29	23	
30年度	481	203 (42%)	147	43	23	
合計	1,914	795 (42%)	450	286	143	

(※)複数の要件に該当する場合があることから、要件毎の内訳の合計と一致しない。

※平成30年度末で存続しているもののうち、回答があったものを集計

左表の「10年以内の一時転用許可期間の要件を満たすもの」とは、次のとおり。

① 担い手

担い手(※)が所有している農地又は利用権の設定等を受けている農地で当該担い手が下部農地で営農を行う場合

② 荒廃農地

荒廃農地を活用する場合

③ 第2種農地・第3種農地

第2種農地又は第3種農地を活用する場合

(※)「担い手」とは、効率的かつ安定的な農業経営体、認定農業者、認定新規就農者、法人化を目指す集落営農をいう。